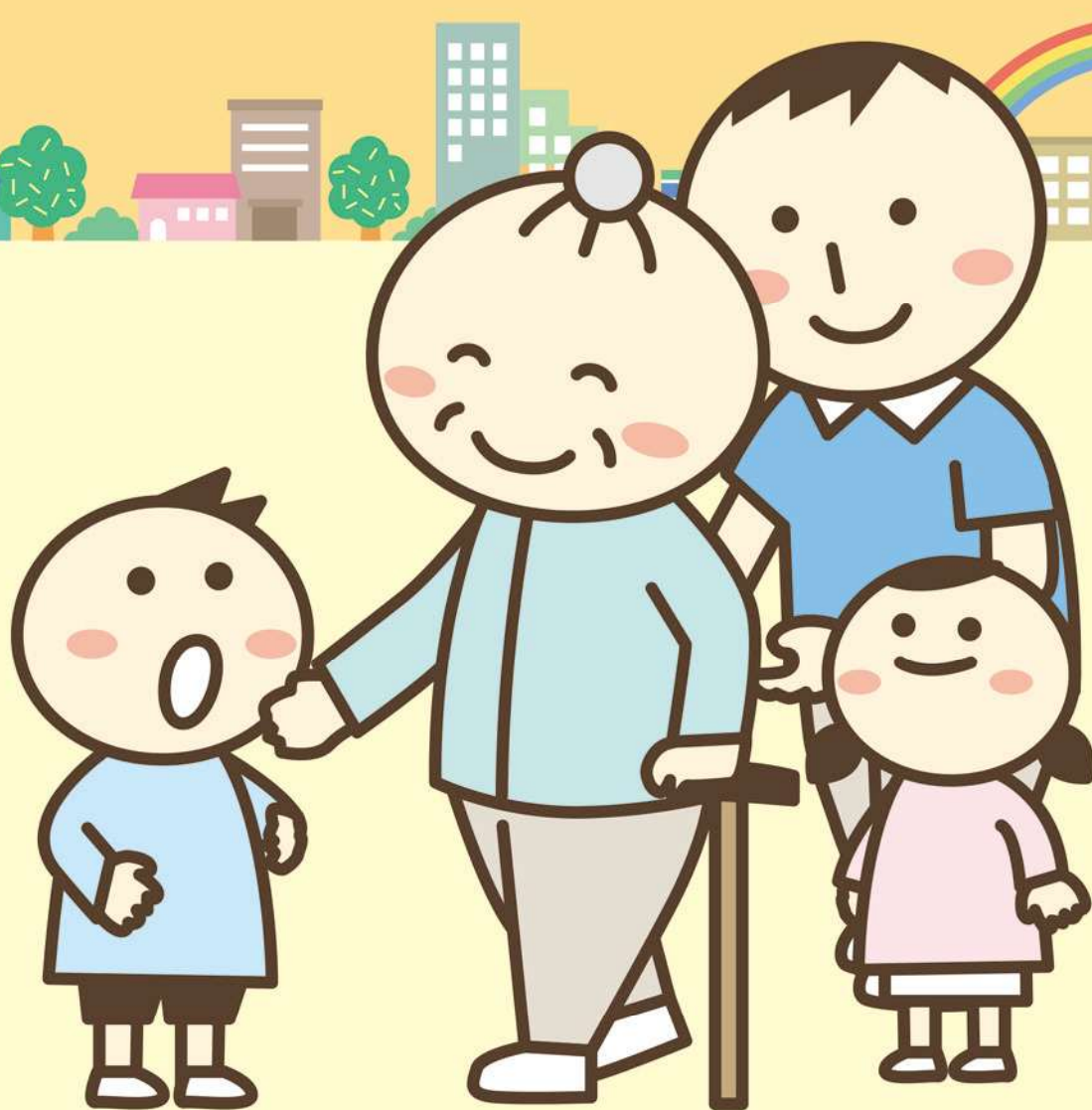


長浜市 介護保険ガイド

(令和8年度版)



長浜市



しゃきょうの介護 しゃきょうデイサービス リハビリデイサービス いろはの湯



point 1

機能訓練の充実

理学療法士等がご利用様の生活環境や身体状況に合わせたプログラムを作成し、1対1で機能訓練を実施しております。

point 2

入浴設備の充実

寝たきりになっても利用できる機械浴槽を全ての事業所に完備しております。身体機能が変わってもご利用いただけます。

point 3

地域密着

神照・長浜東部・浅井・虎姫・湖北・高月・木之本・西浅井の市内9か所で運営しておりますので、お近くのサービスをご利用いただけます。

お気軽にお問い合わせください

いつでも見学可能です

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会

所在地 〒529-0341 長浜市湖北町速水2745 営業時間 8:30~17:15 定休日 土・日・祝日
※デイサービスセンターは、土曜(神照・いろはの湯を除く)・祝日も営業しております。

0749-78-8294

HP <http://www.nagahama-shakyo-kaigo.jp/>



訪問介護事業所および居宅介護支援事業所も運営しております。

もくじ

1	介護保険制度とは	… 2
2	介護保険料について	… 4
3	介護サービス利用までの流れ	… 6
4	介護サービス・介護予防サービスの利用のしかた	… 8
5	地域包括支援センター	… 10
6	居宅介護支援事業所一覧	… 12
7	介護サービス及び事業所一覧	… 14
8	介護予防・日常生活支援総合事業	… 26
9	サービスにかかる費用	… 28
10	自己負担額が高額になった場合	… 30
11	介護保険サービス以外のサービス	… 31

相談窓口

窓口	電話番号
長浜市介護保険課(介護保険)	65-8252
長浜市長寿推進課(介護保険サービス以外のサービス)	65-7789
南長浜地域包括支援センター	65-8352
神照郷里地域包括支援センター	65-8267
浅井びわ虎姫地域包括支援センター	73-2653
湖北高月地域包括支援センター	85-5702
木之本余呉西浅井地域包括支援センター	82-3570

長浜市介護保険ガイド 令和8年7月発行

発行:長浜市 健康福祉部 介護保険課
〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地
TEL:0749-65-8252 FAX:0749-64-1437



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

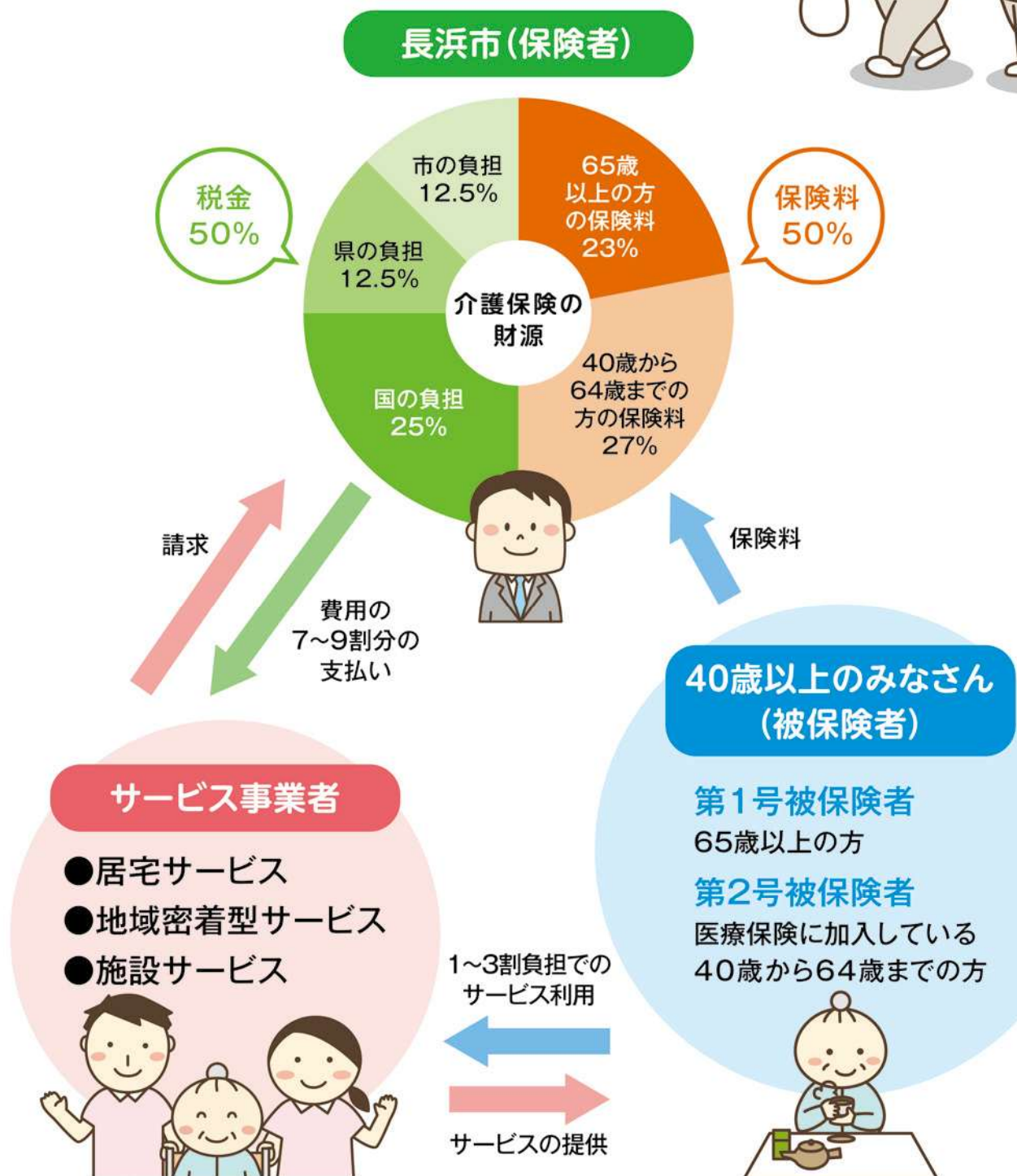
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※コンテンツの一部は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)の情報をもとに株式会社ジチタイアドが作成したものです
※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

介護保険制度とは

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や、その家族が抱えている不安や負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的として創設されました。高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送るための制度です。

介護保険制度は、長浜市が運営します。
40歳以上のおみなさんが保険料を負担し
老後の安心を社会全体でささえ合う制度です。



介護保険サービスを利用できる方

<第1号被保険者(65歳以上の方)>

長浜市が実施する要介護認定において、要介護状態(※1)・要支援状態(※2)と認定された場合、いつでも介護サービスを受けることができます。

※1 要介護状態 寝たきりや認知症などで、介護を必要とする状態

※2 要支援状態 家事や身支度などの日常生活に支援が必要な状態

<第2号被保険者(40～64歳の方)>

公的医療保険の加入者で、介護保険の対象となる特定疾病(※3)により介護が必要と認定された場合のみ介護サービスを受けることができます。

※3 特定疾病 ・加齢に伴って生じる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病
・厚生労働省が定める以下16種類の疾病

《介護保険の対象となる特定疾病》

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

65歳になったら、介護保険被保険者証が交付されます

介護保険被保険者証			
被 保 険 者	番 号		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日		性別
交付年月日		年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		0 0 0 0 0 0 長 浜 市	

65歳以上の方(第1号被保険者)

⇒すべての人に介護保険証(被保険者証)が交付されます。

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

⇒要介護認定の申請をし、認定を受けた人に交付されます。

保険証はこんなときに必要です

- 要介護認定を新たに申請または更新するとき
- ケアプランの作成を依頼するとき
- 介護保険サービスを利用するとき

※病気やけが等による医療機関への受診にはご利用いただけません。

※介護保険被保険者証を紛失や破損した場合は、下記窓口に再交付の申請をしてください

長浜市介護保険課 TEL:65-8252

介護保険料の決め方

65歳以上の人の保険料は、長浜市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得に応じて分かれています。本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決まります。

介護保険料の納め方

年金の受給額によって、2通りの納め方があります。

年金が年額18万円以上の人

年金の定期支払いの際、あらかじめ年金から差し引かれます。(特別徴収)

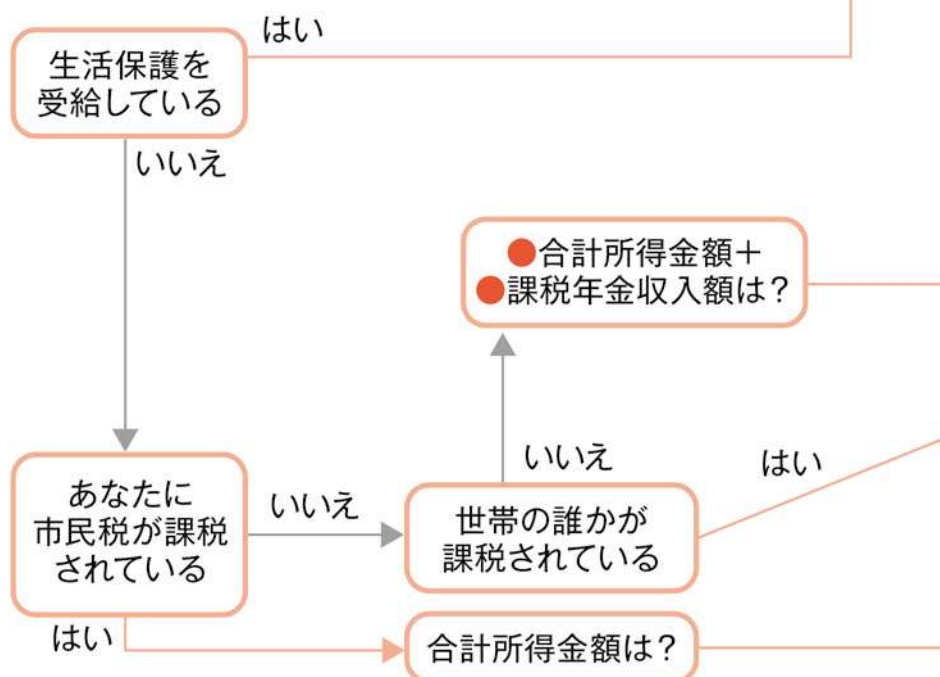
年金が年額18万円未満の人

納付書や口座振替で納めます。(普通徴収)

※年金が年額18万円以上でも、一時的に納付方法が納付書または口座振替になる場合があります。

- 新たに65歳になった場合
- 市外から転入した場合
- 年度途中で保険料額や年金支給額に変更があった場合など

介護保険料の段階(令和8年度分)



●合計所得金額

収入から必要経費を控除した金額。第1～第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得および公的年金等に係る雑所得を合計した金額を用います。長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、控除した金額を用います。

●課税年金収入額

市民税の課税の対象となる公的年金(国民年金・厚生年金等)の収入金額のことで、非課税となる年金(遺族年金・障害者年金等)は含まれません。

介護保険料を滞納した場合は

納期限から20日を過ぎますと、督促手数料がかかります。また、納期限を過ぎて納付される場合は延滞金がかかることがあります。なお、一定期間が過ぎても納付がない場合は、介護保険サービスを利用するときに、滞納期間に応じて右の措置を行う場合があります。介護保険料は、納期限までに必ずお支払いください。

	段階	区分	年額
82万6,500円以下	第1段階	生活保護受給者等、 合計所得金額＋課税年金収入額が 82万6,500円以下の人	20,090円
82万6,500円超 120万円以下	第2段階	合計所得金額＋課税年金収入額が 82万6,500円を超え120万円以下の人	34,290円
120万円超	第3段階	合計所得金額＋課税年金収入額が 120万円を超える人	53,990円
合計所得金額＋ 課税年金収入額が 82万6,500円以下	第4段階	合計所得金額＋課税年金収入額が 82万6,500円以下の人	70,950円
はい いいえ	第5段階	合計所得金額＋課税年金収入額が 82万6,500円を超える人	78,840円 (基準額)
80万円未満	第6段階	合計所得金額が80万円未満の人	90,660円
80万円以上120万円未満	第7段階	合計所得金額が80万円以上 120万円未満の人	94,600円
120万円以上210万円未満	第8段階	合計所得金額が120万円以上 210万円未満の人	102,490円
210万円以上320万円未満	第9段階	合計所得金額が210万円以上 320万円未満の人	118,260円
320万円以上420万円未満	第10段階	合計所得金額が320万円以上 420万円未満の人	134,020円
420万円以上720万円未満	第11段階	合計所得金額が420万円以上 720万円未満の人	149,790円
720万円以上1,000万円未満	第12段階	合計所得金額が720万円以上 1,000万円未満の人	165,560円
1,000万円以上	第13段階	合計所得金額が1,000万円以上の人	181,330円

※令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引き上げは、介護保険料の算定に適用されません。収入が変わらなければ、令和7年度と同額の保険料です。(令和8年度限りの措置。)

- 1年以上滞納した場合
サービスにかかる費用が一旦全額負担になります。保険給付分は、後日、申請により払い戻しになります。
- 1年6か月以上滞納した場合
一旦全額負担になり、払い戻しを申請しても、保険給付分が差し止められ、滞納保険料に充当されます。
- 2年以上滞納した場合
利用者負担割合が引き上げられます。また、高額介護サービス費が支給されなくなります。

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護(要支援)認定を受けることが必要です。具体的な認定や、手続きの流れは以下のようになります。

相談窓口(地域包括支援センターもしくは長浜市介護保険課)へ相談

本人の状態や、利用を希望するサービスを確認します。

- ・明らかに要介護認定が必要な方
- ・予防給付や介護給付によるサービスを希望している方

必要なサービスを判断するために本人の状況確認が必要な方

明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断される方

要介護(要支援)認定の申請

<申請時に必要なもの>

- ・要介護・要支援認定申請書
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証(40歳以上65歳未満の方のみ)

認定調査・主治医意見書

市の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医意見書は主治医に依頼をします。

※申請者の費用負担はありません

審査判定

<一次判定>調査の結果及び主治医意見書の一部の項目がコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の一次判定が行われます。

<二次判定>一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行われます。

認定・通知

介護認定審査会の判定結果に基づき要介護認定を行い、申請者に結果を通知します。

申請から認定の通知までは原則30日以内に行います。

認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。

通知結果

非該当と判定された方

要支援1・2と判定された方

通所型サービス・訪問型サービスのみ利用の方

上記以外の方

要介護1～5と判定された方



基本チェック リストによる判定

介護保険サービスの
給付が必要とみられ
る方

介護予防・生活支援
サービス事業の**対象者**
と判定された方

介護予防・生活支援
サービス事業の**対象外**
と判定された方

(地域包括支援センター)
介護予防ケアマネジメント依頼届出

(地域包括支援センター・介護予防支援事業所)
介護予防サービス計画作成依頼届出

(居宅介護支援事業所)
居宅サービス計画作成依頼届出

障害者控除について

認知症の程度または寝たきりの程度の重さにより、市が発行する認定書の交付をもって、所得税や市県民税において障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは、介護保険課にお問い合わせください。

介護予防・日常生活 支援総合事業

全ての65歳以上の方は、一般
介護予防事業を利用できます。

26ページへ

介護予防・生活支援サービ
ス事業を利用できます。(一般介
護予防事業も併用できます)

26ページへ

保険給付 (予防給付・介護給付)事業

要支援1・2の方は、介護予防
サービスを利用できます。
(一般介護予防事業、介護予
防・生活支援サービス事業も
併用できます)ケアプランの
作成が必要となります。

9ページへ

要介護1～5の方は、介護
サービスを利用できます。ケ
アプランの作成が必要とな
ります。

8ページへ

介護サービス・介護予防サービスを利用する場合は、ケアプランの作成が必要となります。
 ケアプランとは、どのようなサービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。
 「要介護1」以上のケアプランはケアマネジャー（介護支援専門員）のいる、市の指定を受けた居
 宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）へ依頼し、「要支援1」「要支援2」のケアプランは地
 域包括支援センターまたは介護予防支援事業所（※）に相談します。
 依頼を受けたケアマネジャーは、どのサービスをどれくらいの頻度で利用するか、本人や家族の
 希望、心身の状態を充分考慮して、ケアプランを作成します。

※介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所

要介護1～5と認定された方

居宅サービス（地域密着型サービスも含む）

居宅介護支援事業所へ依頼

居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。

ケアプランの作成

ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。ケアマネジャーと利用者・家族・介護サービス事業所等で、利用者の自立支援の助けとなるサービスの検討を行います。課題の話し合いを基に、ケアマネジャーと一緒に利用するサービスの種類や回数を決めます。 ※ケアプランの作成は無料です

介護サービスの利用

介護サービス事業所と契約し、ケアプランに基づいてサービス利用がスタートします。

施設サービス

介護保険施設へ入所

居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に相談し、施設に入所申し込みをします。入所が決まれば、契約します。

施設ケアプランの作成

入所後、施設のケアマネジャーが利用者本人や家族の状況を把握し、介護職員など専門職と課題を話し合ったうえでケアプランを作成します。

要支援1・2と認定された方

地域包括支援センター または介護予防支援 事業所へ依頼

地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所に相談し、ケアプランの作成を依頼します。

ケアプラン の作成

地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所が、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。地域包括支援センターまたは介護予防支援事業所の職員と利用者・家族・介護サービス事業所で、利用者の介護予防の助けとなるサービスの検討を行います。
※ケアプランの作成は無料です

介護予防 サービスの利用

介護予防サービス等の提供事業所と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

ケアマネジャーとは

ケアマネジャーは、介護が必要な方と介護事業をつなぐコーディネーターのような存在で、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどに所属しています。主な役割は以下の通りです。

- 介護全般の相談
- ケアプラン作成と見直し(評価)
- 市区町村・介護サービス事業所・施設等との連絡や調整
- 要介護認定の申請代行 など



交通事故等が原因で介護サービスを受けるときの手続き

交通事故等(第三者行為)が原因で介護サービスを受けた場合、その費用は加害者(第三者)が負担すべきものとなりますので、これに該当する場合は、介護保険法に基づき、必ず被害者(被保険者)が市に届け出てください。詳しくは、市介護保険課までお問い合わせください。

地域包括支援センター

高齢者のまると相談窓口

お住まいの地域ごとに担当の地域包括支援センターがあります。

お気軽にご相談ください。まずはお電話を。

令和8年度から窓口対応時間を短縮していますが、

緊急対応が必要な場合などは、この限りではありません。



南長浜地域包括支援センター

長浜市朝日町19番3号(長浜西部福祉ステーション内)

TEL:0749-65-8352

メール:minami-houkatsu@s.seishokai.jp

【開設曜日】月～金曜日(年末年始・祝日を除く)

【時間】9:00～16:45 【担当地区】長浜・六荘・西黒田・神田



神照郷里地域包括支援センター

長浜市神照町288番地1(長浜北部福祉ステーション内)

TEL:0749-65-8267

メール:kg-hokatsu@nagahama-shakyo.or.jp

【開設曜日】月～金曜日(年末年始・祝日を除く)

【時間】9:00～16:45 【担当地区】神照・南郷里・北郷里



浅井びわ虎姫地域包括支援センター

長浜市宮部町3445番地(虎姫生きがいセンター内)

TEL:0749-73-2653

メール:abt-hokatsu@nagahama-shakyo.or.jp

【開設曜日】月～金曜日(年末年始・祝日を除く)

【時間】9:00～16:45 【担当地区】浅井・びわ・虎姫



湖北高月地域包括支援センター

長浜市高月町西物部73番地1(高月福祉ステーション内)

TEL:0749-85-5702

メール:kt-hokatsu@nagahama-shakyo.or.jp

【開設曜日】月～金曜日(年末年始・祝日を除く)

【時間】9:00～16:45 【担当地区】湖北・高月



木之本余呉西浅井地域包括支援センター

長浜市木之本町黒田1221番地(長浜市立湖北病院内)

TEL:0749-82-3570

メール:hokatsu@ikbk.jp

【開設曜日】月・火・木・金・土(年末年始・祝日を除く)

【時間】9:00～16:45 【担当地区】木之本・余呉・西浅井



地域包括支援センターとは

- 地域包括支援センターは市が設置し、介護・医療・福祉などの関係機関と協力して高齢者のみなさんの健康・生活・権利・財産を守る活動をしています。
- 高齢者のみなさんの介護、福祉、健康、医療などさまざまな相談の窓口です。ご本人はもちろん、ご家族、地域の方からのご相談もお受けします。
- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが連携し、総合的な相談支援を行います。

相談の一例

- 自宅で転倒して、家事や入浴ができず困っています。
- 親に介護保険のサービスを使ってほしいけど…。



- 介護保険サービスについてご説明します。また、必要時はサービス利用について支援します。

- 認知症のある人の家族の対応について相談したい。
- 近所の一人暮らしの高齢者にももの忘れがあるようで心配です。



- 認知症の相談にのります。
- 医療機関や介護保険サービスなど適切な機関をご紹介します。

- 最近もの忘れが多くて一人暮らしなのでお金の管理などが心配です。



- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業のご紹介や利用のための支援を行います。

- 悪質な訪問販売の被害にあったけどどうしたらいいのかわからない。



- 消費生活相談窓口と協力して支援を行います。

よくあるご質問

○どこに相談すればいいのですか？

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

長浜市では5か所の地域包括支援センターがあります。10ページをご覧ください。

○どうやって相談すればいいのですか？

まずは、お住まいの地域の地域包括支援センターにお電話ください。

必要な場合は職員がご自宅へ伺い、お話をお聞きします。

○家族や友人でも相談できますか？

ご本人だけでなく、ご家族や友人、ご近所の方からも相談を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。個人情報適切に保護されますのでご安心ください。

事業所名	所在地	電話番号
西部ケアプランセンター *	朝日町19-3	65-8389
オリーブケアプランセンター	八幡東町210-6	64-1303
ケアパートナーヨシイ	八幡東町308-4	65-2822
シャトンケアプランセンター	平方町1210-25-102	53-2156
リーフル居宅介護支援事業所 *	勝町372-1	070-1492-2382
けあカフェあんど	下坂中町200-1	68-4025
ケアプランセンターおうみ *	本庄町700-1	53-3300
ケアプランつどい *	常喜町885	57-6780
ケアプランセンターアリビオ *	加田町1402	50-5530
アンタレスケアプランセンター	加田町3360	68-4113
ニチイケアセンター湖北	加納町886	68-1896
ケアプランセンターGarden *	南田附町470	070-6643-0901
ケアプランセンターふれあい	口分田町528-21	63-0050
田中ケアサービス株式会社長浜支援センター	祇園町154 T&Aビル205	68-2033
しゃきょうケアプランセンターびいす *	神照町288-1	65-8268
ふくら居宅介護支援事業所	内保町480	74-0044
ケアプランオレンジ	内保町1033	74-9011
有限会社ケアサービス ほっとみるく居宅介護支援事業所	八島町1519-7	74-3768
なないろケアプランセンター	八島町1557-1	53-4327
あおい *	小野寺町465-3	56-3266
いと	落合町765	50-2388
ケアプランセンター青芳	川道町2572	72-8250
ケアマネジメントセンター琵琶 *	川道町2694	72-8003
ケアプランセンターこっこ *	弓削町342	080-3025-9386
けあぶらんアリエス *	下八木町1654-1	090-6518-5435
ケアプランセンター結	月ヶ瀬町423	73-4185

事業所名	所在地	電話番号
医療法人安達会ケアプランマリー	小谷丁野町379-2	78-2058
ケアプランセンターれもん	湖北町山本2638-2	79-1375
社会福祉法人芳醇会 ケアステーションかけはし居宅介護支援事業所	湖北町山本4290	79-8966
真ごころケアプランセンター	湖北町延勝寺1498	50-4536
田中ケアサービス株式会社高月支援センター	高月町柏原418-1	85-3365
けやきの杜ケアプランセンター	高月町柏原1055	85-8383
居宅介護支援事業所すずらん	高月町落川134-3	85-2200
ケアプランほほえみ *	高月町高月114-1	85-5155
ケアプランいっぽん	高月町高月167	85-5443
ケアプランセンターまんてん *	高月町高月641-2	51-9069
湖北やすらぎの里ケアプランセンター	木之本町黒田1221	82-3751
ケアマネ事業所三万一心 *	余呉町東野217-1	090-4954-9169
しゃきょうケアプランセンターらいと *	西浅井町塩津浜1795	88-0070
在宅介護ファミールケア米原センター	米原市中多良1-17	52-5665
ひだまり	米原市能登瀬1322-1	54-0166
ケアプランセンター米原市社会福祉協議会	米原市顔戸1729-1	52-1463
やすらぎハウス居宅介護支援事業所	米原市顔戸21-2	52-1470
Links	米原市顔戸501-5	57-6310
坂本ケアサービス居宅介護支援事業所	米原市宇賀野219-32	52-4664
ケアマネジメントセンター・ライフ	米原市高溝636-6	52-9191
つむぎ	米原市多和田1031-3	50-2993
ケアプランみしま池	米原市池下563-1	55-0304
坂田ケアプランセンター	米原市野一色1136	55-3522
水野ケアプランセンター	米原市長岡645	55-4110
ういんぐ居宅介護相談センター	米原市井之口180	53-0048
ケアセンターいぶき居宅介護支援事業所	米原市春照58-1	58-1222

※サービス提供地域は事業所により異なります。詳しくは、各事業所にお問い合わせください。

※*印のある事業所は、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所です。

介護サービス、施設について

市内に事業所がある主な介護サービスや施設は次のとおりです。なお、制度上のサービスの体系は以下のとおりですが、本誌では内容が近いサービスごとに区分けして紹介します。

区分	概要
居宅サービス	在宅の方を対象に、心身機能、活動、参加等の生活機能の維持・向上を図る機能、生活援助としての機能、家族介護者の負担軽減を図る機能のいずれかを発揮して自立を支援するサービス区分です。
地域密着型サービス	要支援、要介護状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスで、市町村が事業者の指定・監督をするサービス区分です。
住宅改修	要介護(要支援)認定者が自宅で暮らしやすくするため、手すりの取付や段差解消等、安全な環境を作ることと目的とした小規模な住宅改修を行う場合に、その工事費用に対し、20万円を上限枠として、改修費の9割(または8割・7割)を支給するサービスです。事前申請が必要ですので、ご注意ください。
介護保険施設	介護保険施設に入所(入院)して実施するサービス区分です。介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老健)、介護医療院の3種類があります。
総合事業	市町村が、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体による多様サービスや、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等の充実を図る事業です。このなかの「介護予防・生活支援サービス事業」(要支援1・2、総合事業対象者に対し、訪問、及び通所サービスを提供します)の事業所について紹介します。

福祉人材確保に向けて取り組んでいます！



A:福祉人材確保対策補助金

〈対象:介護事業所〉

①介護・福祉事業所就職PR動画作成支援事業補助金

事業所PR動画作成費用の一部を助成します！
助成金額…上限15万円(動画作成費用の1/2)

〈対象:個人〉

②介護職就職応援給付金

他業界から介護職へ再就職された方を応援します！
補助金額…10万円

③高齢者介護職就職支援事業補助金

65歳以上の方の介護職への就職を応援します！
補助金額…3万円(介護職員)、1万円(介護助手)

④潜在介護専門人材再就職支援事業補助金

再就職された介護職・ケアマネジャー経験者を応援します！
補助金額…10万円

⑤介護・福祉人材確保対策補助金

アパートなどの家賃を一部補助します！
補助金額…上限1万円(自己負担額の1/2)

⑥介護職員初任者研修課程等研修費補助金

キャリアアップのための研修費用の一部を補助します！
補助金額…上限5万円(初任者研修受講料の1/2)、
上限10万円(実務者研修受講料の1/2)

⑦外国人介護人材日本語能力向上支援補助金

日本語能力試験等の受験費用の一部を補助します！
補助金額…上限1万円(受験費用の1/2)

B:介護に関する入門的研修

介護に関する基本的な知識・技術を身につけるための研修を開催しています。

C:福祉の就職フェアin長浜・米原

介護・福祉事業所と求職者のマッチングのための就職フェアを開催しています。

D:中学校福祉・介護出前授業

中学生に介護・福祉を知ってもらうための出前授業を実施しています。

詳しくは、介護保険課(TEL:65-8252)までお問い合わせください。



自宅に訪問するサービス(訪問系サービス)

1.サービスの概要

サービス	概要	事業所一覧表 の表記
訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問し、身体介護(食事、排せつ、入浴、衣類の着脱の介助等)、生活援助(調理、掃除、洗濯、買い物等の支援)、通院等乗降介助(通院等の支援)を行い、利用者の生活面での自立に向けたサポートを行います。【対象者:要介護認定者】	訪問介護
総合事業訪問介護 (総合事業)	訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問し、身体介護(食事、排せつ、入浴、衣類の着脱の介助等)、生活援助(調理、掃除、洗濯、買い物等の支援)を行い、利用者の生活機能向上を目指します。【対象者:要支援認定者、事業対象者】	総合事業
生活支援型 訪問サービス (総合事業)	生活支援員(ヘルパー、または市が実施する研修を修了した支援員等)が自宅を訪問し、日常生活に必要な家事等(掃除、洗濯、調理、買物支援等)の生活支援を行い、利用者の生活機能向上を目指します。【対象者:要支援認定者、事業対象者】	総合A型
訪問入浴介護	身体状態、疾患や環境等の要因により、自宅浴槽での入浴ができなくなった場合に、自宅に簡易浴槽を持ち込んで入浴の介護を行い、清潔保持を図ります。 【対象者:要介護(支援)認定者】	訪問入浴
訪問看護	療養生活の支援と心身機能維持回復を図るため、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要介護(要支援)認定者の自宅を訪問して、療養上の支援や必要な診療の補助を行うとともに、基礎疾患の管理を行います。 【対象者:要介護(支援)認定者】	訪問看護
訪問リハビリ テーション	心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が要介護(支援)認定者の自宅を訪問して、運動療法・作業療法等を中心としたリハビリテーションを行います。【対象者:要介護(支援)認定者】	訪問リハビリ
集中支援型 訪問サービス (総合事業) ①元気アップ訪問 (運動機能向上) ②元気アップ訪問 (栄養改善) ③元気アップ訪問 (口腔機能向上)	①リハビリ専門職(理学療法士、作業療法士)が自宅を訪問し、運動機能向上に向けた機能回復訓練等の指導を行います。 ②管理栄養士等が自宅を訪問し、栄養バランスを考えた食事計画などの栄養食事指導を行います。 ③歯科衛生士等が自宅を訪問し、口内の清潔保持や入れ歯の手入などの口腔衛生指導を行います。 【対象者:要支援認定者、事業対象者】	集中支援C型
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、自宅を介護福祉士等が訪問し、身体介護(食事、排せつ、入浴、衣類の着脱の介助等)、生活援助(調理、掃除、洗濯、買い物等の支援)を行い、要介護者の生活面での自立に向けたサポート等を行います。【対象者:要介護認定者】	定期巡回・ 随時対応型

2. 訪問系事業所の一覧

(1) 訪問介護

事業所名	所在地	電話番号	対象者			サービス区分		
			要介護	要支援	事業対象者	訪問介護	総合事業	総合A型
訪問介護事業所すずらん	三ツ矢町13-16	62-3630	○	○	○	○	○	
株式会社訪問介護中井	八幡東町316-6	50-3648	○	○	○	○	○	
訪問介護ステーションてらしあ	南高田町371-2	50-1603	○	○	○	○	○	
あおぞら介護サービス	地福寺町14-21-2	65-6294	○	○	○	○	○	
訪問介護ファミリオ長浜	平方町238	59-3003	○			○		
シャトンケアサービス	平方町1210-25-102	53-2156	○	○	○	○	○	
ニチイケアセンター六荘	勝町452	64-5022	○			○		
ケアステーションあんじえす長浜	室町410-1	63-7787	○	○	○	○	○	
ヘルパスステーションあすか	加田町1402	68-3557	○	○	○	○	○	
アンタレスホームヘルパスステーション	加田町3360	68-4110	○	○	○	○	○	
公益社団法人長浜市シルバー人材センター	小堀町375-1	65-3367		○	○			○
ニチイケアセンター湖北	加納町886	68-1935	○			○		
有限会社ホーム・ヘルパー人財センター	山階町589-15	64-1097	○	○	○	○	○	
ケアステーションここはな	国友町613ジュネス国友	50-9162	○	○		○	○	
田中ケアサービス株式会社 長浜支援センター	祇園町278-5	68-2033	○	○	○	○	○	
ケアステーションあんじえす神照	神照町27-4	65-7707	○	○	○	○	○	
株式会社ライフリリーフ	神照町743	62-1356		○	○			○
ハートケアヘルパーゆとり	西上坂町1235	63-6633	○	○	○	○	○	
ニチイケアセンター浅井	内保町258-1	74-9190	○			○		
しゃきょうヘルパスステーションこくあ	内保町480-3	74-8200	○	○	○	○	○	
なないろヘルパスステーション	八島町1557-1	53-4326	○	○	○	○	○	
アリエスけあ	下八木町1654-1	50-9884	○	○	○	○	○	
ニチイケアセンター虎姫	酢268-3	73-8200	○			○		
訪問介護ステーションヒューマン・ケア長浜	田町140	59-3739	○	○	○	○	○	
訪問介護事業所燦さん夢くらぶ	湖北町山本2971-1	79-1114	○	○	○	○	○	
社会福祉法人芳醇会ケアステーション かけはし訪問介護事業所	湖北町山本4290	79-8966	○	○	○	○	○	
田中ケアサービス株式会社高月支援センター	高月町柏原418-1	85-3365	○	○	○	○	○	
ほほえみケア	高月町高月114-1	85-5155	○	○	○	○	○	
ニチイケアセンター高月北	高月町高月957-1	85-8000	○			○		
ほっとはーとケアサービス	高月町柳野中91	85-2226	○	○	○	○	○	
ニチイケアセンター木之本	木之本町木之本1587-4	82-8121	○			○		
しゃきょうヘルパスステーションあとれ	木之本町黒田1221	82-5615	○	○	○	○	○	
余呉はごろも村やまなみ訪問介護事業所	余呉町中之郷2434	86-8051	○			○		

(2) 訪問入浴

事業所名	所在地	電話番号	対象者		
			要介護	要支援	事業対象者
アスカ訪問入浴長浜	八幡東町193	050-3317-7255	○	○	
田中ケアサービス株式会社長浜支援センター	祇園町278-5	68-2033	○	○	
田中ケアサービス株式会社高月支援センター	高月町柏原418-1	85-3365	○	○	

(3) 訪問看護

事業所名	所在地	電話番号	対象者		
			要介護	要支援	事業対象者
長浜赤十字訪問看護ステーション	宮前町14-7	68-3313	○	○	
訪問看護ステーションファミリオ	高田町6-5 3階	59-3100	○	○	
訪問看護ステーションそら	三ツ矢元町22-14-3	57-6590	○	○	
訪問看護ステーションReafながはま	末広町240-17ワイエフビル20 2階	62-5757	○	○	
訪問看護ステーションなでしこ	港町4-19	57-6538	○	○	
訪問看護ステーションりぶる	地福寺町8-32	59-3222	○	○	
訪問看護ステーションレスブリれもん	勝町137-12	65-5601	○	○	
長浜病院訪問看護ステーション	大戌亥町313	65-4751	○	○	
訪問看護ステーションきよら	下坂中町200-1	68-4026	○	○	
訪問看護ステーションあすかサテライト	加田町1402	68-3557	○	○	
アンタレス訪問看護ステーション	加田町3360	68-4117	○	○	
乙ころ訪問看護ステーション	宮司町274-1	63-7505	○	○	
アネラ訪問看護ステーション	加納町430-13	53-4365	○	○	
訪問看護ステーションかがやき	曾根町1248	51-9099	○	○	
訪問看護ステーション彩	月ヶ瀬町423	73-5511	○	○	
訪問看護ステーションぐりーぶ	月ヶ瀬町525湖北タウンホーム内	73-3910	○	○	
訪問看護ステーションヒューマン・ケア長浜	田町140	59-3739	○	○	
訪問看護ステーションつなぐ	湖北町速水251-6	57-6243	○	○	
訪問看護ステーションれもん	湖北町山本2638-2	79-1219	○	○	
訪問看護ステーションまんてん高月	高月町高月641-2	51-9077	○	○	
地域看護ステーションブルーバード長浜事業所	高月町東物部37-1	85-2822	○	○	
湖北病院訪問看護ステーション	木之本町黒田1221	82-3300	○	○	

(4) 訪問リハビリ

事業所名	所在地	電話番号	対象者		
			要介護	要支援	事業対象者
介護老人保健施設 長浜メディケアセンター	加田町2984-1	65-2011	○	○	
訪問リハビリテーション琵琶	川道町2694	72-8080	○	○	

(5) 集中支援C型

事業所名	所在地	電話番号	対象者		
			要介護	要支援	事業対象者
長浜市(市直営・長寿推進課)	八幡東町632	65-7841		○	○
リハビリデイ湯本	弥高町231	50-3691		○	○

(6) 定期巡回・随時対応型

事業所名	所在地	電話番号	対象者		
			要介護	要支援	事業対象者
定期巡回ゆうゆうケアサービス	朝日町26-7	63-5700	○		

※訪問看護事業所・訪問リハビリテーション事業所は、病院・診療所のみなし指定を除きます。
 ※サービス提供地域は事業所により異なります。詳しくは、各事業所にお問い合わせください。

施設に通うサービス(通所系サービス)

1.サービスの概要

サービス	概要	事業所一覧表の表記
通所介護	利用者の心身機能の維持、社会的孤立感の解消、家族等介護者の身体的・精神的負担の軽減等を図るため、施設に通い、入浴や食事、口腔指導、健康管理の支援を行い、また日常生活上必要な運動機能や認知機能等の改善や、筋力向上トレーニング、転倒予防のための指導等の機能訓練を行うサービスです。【対象者：要介護認定者】	通所介護
地域密着型通所介護	通所介護のうち、定員が18人以下の事業所は地域密着型通所介護サービスとなります。【対象者：要介護認定者】	地域密着型
認知症対応型通所介護	認知症の人を対象とする通所介護で、日常生活に必要な入浴、排せつ、食事等の支援や機能訓練、レクリエーション等を行います。【対象者：要介護(支援)認定者】	認知症対応型
総合事業通所介護(総合事業)	通所介護施設等で、食事、入浴や生活機能の維持・向上のための機能訓練やレクリエーションなどを行うサービスです。【対象者：要支援認定者、事業対象者】	総合事業
活動支援型通所サービス(総合事業)	通所介護施設等で、レクリエーション、運動プログラム、会食、脳トレーニングなどを行い、高齢者の閉じこもり予防や自立支援を行うサービスです。【対象者：要支援認定者、事業対象者】	総合A型
通所リハビリテーション	心身機能の回復や維持、体力の増進を図り日常生活上での自立を支援するため、介護老人保健施設や病院・診療所等へ通い、運動療法・作業療法等を中心としたリハビリテーションを行うサービスです。【対象者：要介護(支援)認定者】	通所リハビリ
集中支援型通所サービス(総合事業) ・元気アップ通所(運動機能向上)	通所介護施設等の事業所内で、運動機能低下の防止・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具等を用いて短期集中的なトレーニング・運動を行うサービスです。【対象者：要支援認定者、事業対象者】	集中支援C型



介護事業を通じて、 感謝と笑顔があふれる事業所を 目指します！



福祉用具の
レンタル・販売



住宅改修



居宅支援事業
(ケアプラン作成)

『感謝』と『笑顔』を生み出し続ける企業

株式会社リーフルは、お客様一人ひとりの立場に立ち、
質の高い商品とサービスを提供することで、お客様の喜びとともに『感謝』と『笑顔』を
生み出し続けられるよう、スタッフ一同、努力してまいります。

おむつの販売・お届けも行っております。
市の「紙おむつ等支給券」もご利用頂けます。

—— お困りごとがありましたらお気軽にご相談ください！ ——



株式会社 リーフル

滋賀県指定事業所
介護保険指定事業所番号 2570300018

〒526-0042 滋賀県長浜市勝町372-1

● 営業時間 9:00～17:30 ● 定休日 第2・第4・第5土曜日／日曜日／祝日

TEL 0749-63-7880 FAX 0749-63-7891

<http://leaful.jp>



2. 通所系事業所の一覧

(1) デイサービス

事業所名	所在地	電話番号	サービス区分					対象者			定員
			通所介護					要介護	要支援	事業 対象者	
			通所 介護	地域密 着型	認知症 対応型	総合 事業	総合 A型				
ツクイ長浜神前	神前町11-25	68-1725	○			○		○	○	○	30人
デイサービスすずらん	三ツ矢町13-16	62-3630		○		○		○	○	○	15人
長浜西部 デイサービスセンター	朝日町19-3 西部 福祉ステーション内	65-8353	○			○		○	○	○	40人
認知症デイサービス 長浜長寿デイサービスセンター	朝日町19-3 西部 福祉ステーション内	63-5999			○			○	○		12人
早稲田イーライフ長浜	八幡東町79-1	62-3860		○		○		○	○	○	10人
スマイル長浜店	平方町238-1F-5	53-2870		○		○		○	○	○	15人
ニチケアセンター六荘	勝町452	64-5022	○					○			30人
リハビリデイ祭りら	大辰巳町36	50-7449		○		○		○	○	○	10人
デイサービスセンター ほほえみ	下坂中町200-1	68-4014			○			○	○		12人
デイサービスセンター 花みずき	下坂中町200-1	68-4017			共用型			○	○		3人
デイサービスセンター ただすの森	下坂中町200-1	68-4012			共用型			○	○		3人
療養通所介護まほろば	下坂中町200-1	68-4027		療養 通所				○			18人
デイサービスももあん	下坂浜町80-1	57-6454	○					○			25人
リハビリデイ湯本	弥高町231	50-3691		○		○		○	○	○	10人
デイサービスつとい	常喜町671-1	57-6886	○			○		○	○	○	30人
デイサービスとよしま	加田町19-6	62-2897		○		○		○	○	○	15人
デイサービスセンターアリビオ	加田町1402-6	51-9096	○			○		○	○	○	25人
アンタレス デイサービスセンター	加田町3360	68-4115	○			○		○	○	○	40人
ボラリスデイサービス センター長浜	宮司町849	65-5678	○			○		○	○	○	20人
デイブラザゆるりはNEXT	小堀町118-1	65-0441	○			○		○	○	○	35人
七条つとい	七条町320-4	53-3900	○			○		○	○	○	31人
デイサービスセンター ほのか	加納町989-6	50-7596			共用型			○	○		3人
リハビリデイ湯本神照	新庄寺町286-8	50-1910		○		○		○	○	○	10人
リハビリデイサービスすまい	相撲町138	53-3366	○			○		○	○	○	25人
田中ケアサービス 長浜支援 センターデイサービス「よっといで」	祇園町148-1	68-4180	○			○		○	○	○	35人
神照リハビリデイサービス	神照町288-1	65-8270	○			○		○	○	○	35人

事業所名	所在地	電話番号	サービス区分					対象者			定員
			通所介護					要介護	要支援	事業 対象者	
			通所 介護	地域密 着型	認知症 対応型	総合 事業	総合 A型				
音楽療法特化型ミニデイサービスどれみケア長浜	八幡中山町477 風の街ビル3F	63-7311					○		○	○	15人
リハビリデイサービス東部	東上坂町1000	65-6263	○			○		○	○	○	35人
デイサービスももあん サテライトもものき	東上坂町1537-1	53-0007	○			○		○	○		10人
ふくら通所介護事業所	内保町480	74-0044	○			○		○	○	○	23人
認知症デイサービス 事業所さくら番場	高畑町207	74-9155			○			○	○		12人
リハデイU-bi(ユービ)	東主計町165	74-8333		○		○		○	○	○	16人
リハビリデイサービス浅井	今荘町859-1	74-1411	○			○		○	○	○	35人
ORANGE	曾根町1248	51-9101	○				○		○	○	15人
医療法人 東川クリニック 通所介護施設 ぼっぼ	落合町239	50-1275	○			○		○	○	○	24人
デイサービスセンター青芳	川道町2572	72-8311	○			○		○	○	○	40人
通所介護施設 咲くら	富田町482-1	72-5311		○		○		○	○	○	18人
なごみ庵はる	富田町482-1	72-3232	○			○		○	○	○	28人
デイサービスセンター ひととき	唐国町260-2	73-8888	○			○		○	○	○	30人
デイサービスいろはの湯	宮部町3445	73-8112	○			○		○	○	○	32人
認知症デイサービス まんてん小谷	小谷郡上町562	78-8101			共用型			○	○		3人
安達クリニック マリーデイサービス	小谷丁野町379-2	78-0055		○		○		○	○	○	13人
リハビリデイサービス湖北	湖北町速水1860	78-2144	○			○		○	○	○	35人
社会福祉法人 芳醇会 ケアステーション かけはし通所介護事業所	湖北町山本4290	79-8966	○			○		○	○	○	30人
真ごころデイサービス	湖北町今西743	79-0016		○		○		○	○	○	18人
デイサービス庄助	高月町柏原85	53-4664	○			○		○	○	○	19人
いきいきサロン「おたっしや倶楽部」	高月町柏原1055	85-5012	○			○		○	○	○	30人
リハビリデイサービスいっぽん	高月町高月167	85-5443		○		○		○	○	○	10人
認知症デイサービス まんてん高月	高月町高月641-2	51-9077			共用型			○	○		6人
デイサービスセンター 中重 かすみそう	高月町横山298	85-8118			○			○	○		12人
デイサービスすみれ珈琲	高月町東物部37-1	59-3141	○			○		○	○	○	30人
しゃきょうデイサービス高月	高月町西物部73-1	85-5700	○			○		○	○	○	35人

事業所名	所在地	電話番号	サービス区分					対象者			定員
			通所介護					要介護	要支援	事業 対象者	
			通所 介護	地域 密着型	認知症 対応型	総合 事業	総合 A型				
デイサービスナナ	高月町磯野538	50-1316		○		○		○	○	○	18人
リハビリデイサービスしゅん	木之本町木之本739-5	82-8506		○		○	○	○	○	○	10人
ニチケアセンター木之本	木之本町木之本1587-4	82-8121	○					○			28人
よりあい処いっぶく家	木之本町木之本2015	82-8345	○			○		○	○	○	30人
しゃきょうデイサービス 伊香の里	木之本町黒田1221	82-5611	○			○		○	○	○	40人
リハビリデイサービス伊香の里 アネックス	木之本町千田53	82-8130	○			○		○	○	○	35人
余呉はごろも村 やまなみデイサービス	余呉町中之郷2434	86-8051	○			○		○	○	○	30人
リハビリデイサービス西浅井	西浅井町塩津浜1795	88-8181	○			○		○	○	○	40人
認知症デイサービス まんてん塩津	西浅井町塩津中270	88-3032			共用型			○	○		6人

(2)通所リハビリ

事業所名	所在地	電話番号	サービス区分		対象者			定員
			通所リハビリ	集中支援C型	要介護	要支援	事業対象者	
長浜メディケアセンター	加田町2984-1	65-2011	○		○	○		40人
医療法人堤整形外科通所リハビリテーション	八幡中山町393-1	62-9191	○		○	○		24人
デイケアセンタージーバ	内保町1033	74-9009	○		○	○		48人
デイケアくさの川	野瀬町828	76-8112	○		○	○		40人
デイケアくさの川	野瀬町828	76-8112		○		○	○	12人
リハビリサポート琵琶	川道町2694	72-8080	○		○	○		30人
医療法人ささなみ整形外科	宮部町3029-1	73-8111	○		○	○		25人
リハビリデイサービスもういっぽん	高月町高月167	85-5443		○		○	○	5人
リハビリデイサービスしゅん	木之本町木之本739-5	82-8506		○		○	○	10人
湖北やすらぎの里	木之本町黒田1221	82-3725	○		○	○		10人

※通所リハビリテーションは、病院、診療所のみなし指定を除きます。ただし、みなし指定のうち過去1年程度以内に一定数のサービス提供実績がある場合等は掲載しています。

※サービス提供地域は事業所により異なります。詳しくは、各事業所にお問い合わせください。

福祉用具のサービス(福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

1.サービスの概要

サービス	概要
福祉用具貸与	日常生活上の便宜を図るため、心身の機能が低下し日常生活に支障のある要介護(支援)認定者に、心身機能の状態を踏まえ、生活機能の向上に必要な福祉用具の貸与を行うサービスです。
特定福祉用具販売	家庭での日常生活上の便宜を図るため、日常生活に支障のある要介護(支援)認定者に、心身機能の状態を踏まえ、生活機能の向上に必要な腰掛便座や入浴補助用具等の購入費を、10万円を上限として、費用の9割(または8割・7割)を支給するサービスです。

2.事業所の一覧

事業所名	所在地	電話番号	対象者	
			要介護	要支援
ふれんど	神前町1-9	50-2316	○	○
株式会社ヤサカ 長浜営業所	高田町11-3	63-0530	○	○
ケアパートナーヨシイ	八幡東町308-4	65-2822	○	○
リーフル	勝町372-1	63-7880	○	○
株式会社ライフ 長浜店	大戌亥町1276	52-5591	○	○
ケアサポートおうみ	本庄町700-1	68-2222	○	○
有限会社ふれあいサポート 長浜展示場	口分田町528-21	64-1114	○	○
株式会社アクシア	祇園町939-1 RFマンション祇園102	50-1460	○	○
田中ビジネスサポート 福祉事業部 湖北事業所	高月町柏原418-1	85-5248	○	○
ほっと住まいるケア	高月町西阿閉1414	85-8188	○	○
ヨコタ ライフサービス	木之本町木之本750	82-5747	○	○

短期間宿泊するサービス(短期入所)

1.サービスの概要

サービス	概要
短期入所生活介護	利用者の心身機能の維持、家族等介護者の身体的、精神的負担の軽減を図るため、特別養護老人ホーム等へ短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援や筋力向上トレーニング、転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行うサービスです。
短期入所療養介護	利用者の心身機能の維持、家族等介護者の身体的、精神的負担の軽減を図るため、居宅要介護者が介護老人保健施設や介護医療院(介護療養型医療施設)に短期間入所し、当該施設において看護・医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を行うとともに、機能訓練や基礎疾患の管理を行うサービスです。

2.事業所の一覧

事業所名	所在地	電話番号	サービス区分		対象者		定員
			生活介護	療養介護	要介護	要支援	
ショートステイゆふなぎ	下坂中町200-1	68-4024	○		○	○	3人
長浜メディケアセンター	加田町2984-1	65-2011		○	○	○	老健に含む
社会福祉法人青祥会青浄苑ショートステイ	加田町2995	63-7111	○		○	○	9人
アンタレスショートステイ	加田町3360	68-4112	○		○	○	20人
田中ケアサービス株式会社 長浜支援センター ショートステイ「あいあい」	祇園町148-1	68-4180	○		○	○	20人
ふくら短期入所生活介護事業所	内保町480	74-0044	○		○	○	6人
社会福祉法人青祥会 ショートステイ青芳	川道町2572	72-8311	○		○	○	20人
介護老人保健施設 琵琶	川道町2694	72-8080		○	○	○	3人
特別養護老人ホーム 湖北水鳥の里 ショートステイ	湖北町延勝寺1844	79-8100	○		○	○	15人
特別養護老人ホーム けやきの杜	高月町柏原1055	85-8383	○		○	○	20人
特別養護老人ホーム伊香の里	木之本町黒田1221	82-5611	○		○	○	12人
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	木之本町黒田1221	82-3725		○	○	○	老健に含む
特別養護老人ホーム奥びわこ	西浅井町大浦1788-3	89-1689	○		○	○	15人

訪問・通い・宿泊を組み合わせるサービス((看護)小規模多機能型居宅介護)

1. サービスの概要

サービス	概要
小規模多機能型居宅介護	通い・泊まり・訪問サービスを一体的に、かつ柔軟に提供するサービスです。利用者にとって身近な事業所において、通所により食事や入浴、機能訓練等を行うとともに、利用者の状態や希望に応じ、宿泊や随時の訪問サービスを提供します。
看護小規模多機能型居宅介護	可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、「通い」を中心として、短期間の「泊まり」や利用者の自宅への「訪問(介護)」に加えて、看護師等による「訪問(看護)」を組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、介護と看護を一体的に提供するサービスです。

2. 事業所の一覧

事業所名	所在地	電話番号	サービス区分		対象者		登録定員
			小規模多機能	看護小規模多機能	要介護	要支援	
看護小規模多機能ケア さいかち	下坂中町200-1	68-4013		○	○		29人
北ながはま小規模多機能ホーム	神照町460-10	53-2286	○		○	○	29人
北ながはま看護小規模多機能ホーム	神照町463-1	53-2212		○	○		29人
小規模多機能ホームまんてん小谷	小谷郡上町562	78-8101	○		○	○	29人
小規模多機能ホームまんてん高月	高月町高月641-2	51-9077	○		○	○	29人
しゃきょう小規模多機能型居宅介護 ひなたぼっこ	木之本町田部647-1	59-3340	○		○	○	24人
小規模多機能型居宅介護事業所 奥びわこ	西浅井町大浦1777	89-8016	○		○	○	25人

グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

1. サービスの概要

概要
要介護(要支援)認定者のうち、認知症高齢者を対象とし、小規模な施設において5人から9人の少人数で共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で介護や身の回りの支援を行うサービスです。

2. 事業所の一覧

事業所名	所在地	電話番号	定員
ただすの森	下坂中町200-1	68-4012	9人
花みずき	下坂中町200-1	68-4017	9人
ほのか	加納町989-6	50-7596	9人
のぞみ	新庄中町584	51-6788	9人
北ながはま	神照町460-10	53-2286	9人
ふじのみね	醍醐町235	74-8858	18人
いろり庵	野瀬町743	76-8181	9人
つくしの里	益田町1284	72-5252	9人
はるか	大寺町563	50-2994	9人
姉川の里	大井町973-2	73-3388	18人
まんてん小谷	小谷郡上町562	78-8101	9人
まんてん高月	高月町高月641-2	51-9077	18人
中重	高月町横山298	85-8118	9人
中重 ねむのき	高月町横山298	85-8118	9人
こぶしの家	余呉町池原1293	86-8050	9人
まんてん塩津	西浅井町塩津中270	88-8031	18人

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設等)

1. サービスの概要

サービス	概要
介護老人福祉施設	常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する入所施設です。平成27年度以降、新規入所者は、原則、要介護3以上とされています。
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員29人以下の特別養護老人ホームで、地域や家族との結びつきを重視しながら、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう常に介護が必要な人に入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供するサービスです。

2. 事業所の一覧

事業所名	所在地	電話番号	区分		定員
			ユニット型	多床室	
今浜の郷	下坂中町200-1	68-4024	○		40人
青浄苑	加田町2995	63-7111		○	108人
アンタレス	加田町3360	68-4111	○		70人
ふくら	内保町480	74-0044		○	80人
青芳	川道町2572	72-8311		○	50人
姉川の里	大井町973-1	73-8010	○		30人
湖北朝日の里	湖北町延勝寺297-1	79-8111	○		80人
湖北水鳥の里	湖北町延勝寺1844	79-8100	○		80人
けやきの杜	高月町柏原1055	85-8383	○		60人
伊香の里	木之本町黒田1221	82-5611		○	58人
あじさいの郷(地域密着型)	余呉町池原85	86-4100	○		29人
まんてん塩津(地域密着型)	西浅井町塩津中1123	88-8031	○		29人
奥びわこ	西浅井町大浦1788-3	89-1689	○		60人
坂田青成苑	米原市野一色1136	55-3511		○	100人
スマイル	米原市寺倉603-1	54-8201	○		30人

老健(介護老人保健施設)

1. サービスの概要

概要
介護と医療の両方のサービスを提供し、病院から家庭へ復帰するための中間的な施設であるとともに、自宅で生活している中で、身体及び認知機能が低下した場合において、施設を利用し、集中的にリハビリテーション等を受けることにより、機能の回復を図り、可能な限り自宅での生活を営むことができるように支援する施設です。

2. 事業所の一覧

事業所名	所在地	電話番号	定員
長浜メディケアセンター	加田町2984-1	65-2011	104人
介護老人保健施設 琵琶	川道町2694	72-8080	97人
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	木之本町黒田1221	82-3725	84人
坂田メディケアセンター	米原市野一色1136	55-8211	130人
ケアセンターいぶき	米原市春照58-1	58-1222	60人

その他の主な施設

1. サービスの概要

サービス	概要
養護老人ホーム	身体上、精神上、環境上の理由、及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護することを目的とする施設です。
有料老人ホーム	高齢者が暮らしやすいように配慮された「住まい」で、施設の形態により食事サービス、介護サービス(入浴・排せつ・食事など)、洗濯・掃除などの家事援助、健康管理のいずれかのサポート等が受けられます。
ケアハウス	身体機能の低下等により自立した日常生活に不安があり、家族の援助も困難な高齢者向けの住宅で、日常生活のサポート等が受けられます。
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まいです。平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の改正により創設されました。安否確認・生活相談サービス等が提供されます。

2. 事業所の一覧

施設の種類の	事業所名	所在地	電話番号	定員
養護老人ホーム	ながはま	加田町19-6	62-2897	90人
有料老人ホーム	ナーシングホームケアリー長浜下坂中	下坂中町139	53-1300	42人
有料老人ホーム	アリビオ	加田町1402	68-3556	25人
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ファミリオ長浜	宮司町1159	59-3009	19人
有料老人ホーム	北ながはま翔裕館Ⅱ号館	神照町463-1	53-2212	32人
ケアハウス	ケアハウス アシ・アエ	川道町2573	72-8311	15人
ケアハウス	ケアハウス伊香	木之本町黒田1221	82-5611	15人
サービス付き高齢者向け住宅	悠悠の館長浜	朝日町26-7	63-2700	46戸
サービス付き高齢者向け住宅	アンジェス長浜	室町410-1	63-7787	29戸
サービス付き高齢者向け住宅	アンジェス神照	神照町27-4	65-7707	29戸
サービス付き高齢者向け住宅	北ながはま翔裕館Ⅰ号館	神照町460-10	53-2286	21戸
サービス付き高齢者向け住宅	リヴェールなないろ	八島町496	53-4324	25戸
サービス付き高齢者向け住宅	ナーシングホーム ヒューマン・ケア長浜	田町140	59-3739	50戸
サービス付き高齢者向け住宅	余呉はごろも村サービス付き 高齢者向け住宅やまなみ	余呉町中之郷2434	86-8051	7戸

認知症等により行方不明になる心配のある人などを介護している人を支援する事業もあります。

サービス名	内容	対象者	個人負担	申請場所、注意点等
認知症高齢者等 SOSほんわか ネットワーク事業	認知症等により行方不明になった人の家族から、警察署に行方不明届を出された場合に、協力者等に行方不明になった人の特徴などの情報をメール配信し、地域ぐるみで早期発見に努める仕組みです。	(事前登録対象者) 長浜市在住で認知症等により行方不明になる心配がある人 ※なお、事前登録がなく行方不明になった場合は、警察署で申請することができます。	無料	事前登録申請は、市長寿推進課またはお住まいの地域包括支援センターで。  電子申請も可
認知症高齢者等 おでかけあんしん 保険	認知症のある人の偶発的な事故によって法律上の損害賠償が発生したとき、損害賠償金を保険で補償します。	長浜市民であり、長浜市認知症高齢者等SOSほんわかネットワークに登録している人	無料 (保険料は市が負担します)	申請は、市長寿推進課で。  電子申請も可
認知症高齢者等 家族支援サービス (GPS端末貸与)	認知症のある高齢者等にGPS端末を持っていただくことにより、行方不明時に位置情報を家族等の介護者へ提供します。	認知症高齢者等で、本市の介護保険の被保険者で、市税、介護保険料、国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料に未納がない人	月額 1320円~2200円 (※業者により異なります)	申請は、市長寿推進課で。 
介護マークの貸出	介護していることがわかりにくく、誤解を受けやすい状況を解消するため、介護マークを貸し出します。	①要介護・要支援認定を受けている人 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ③その他必要と認める人 上記の人を介護している市内在住、在勤、在学者	無料	申請は、市長寿推進課で。  電子申請も可

★認知症あんしんガイドブック 配布中

認知症について理解していただくとともに、ご自身やご家族が認知症になった時の不安を少しでも軽減していただけるように、認知症の症状の変化に合わせた生活のポイントや接し方、どこでどのような医療やサービス、支援を利用することができるのかといった情報をまとめたものです。市長寿推進課窓口にて配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。





福祉サービスを通じて 快適な生活・介護を 応援します

親切・丁寧を信念にお客様とのふれあいを図り、
福祉用具を通じて、ご利用者様や
ご家族に喜ばれる事業に取り組んでいます

より安心・安全のサービスを提供

福祉用具レンタル・販売、住宅改修

専門スタッフが、最適な福祉用具を選定します。また、住環境
整備は玄関・階段の手すりやトイレの改修などを行います。

居宅介護支援事業

ケアマネジャーが、ご利用者様のご希望に応じたケアプラン
を作成し、適切なサービスを提供します。

福祉タクシー

通院や施設への送り迎えやお買い物などにご利用できます。

各サービスのお問い合わせ先はこちら

福祉用具レンタル・販売、住宅改修

ケアサポートおうみ 長浜店
TEL: 0749-68-2222
FAX: 0749-68-2244

居宅介護支援事業所

ケアプランセンターおうみ
TEL: 0749-53-3300
FAX: 0749-59-3303

福祉タクシー

ドライブサポートおうみ
TEL: 0749-59-3700
FAX: 0749-59-3733

HPは
こちら



介護予防・日常生活支援総合事業は市が行う介護予防サービスです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれており、多様なサービスを受けられます。

※要介護認定等の判定について、詳しくは6ページをご確認ください

65歳以上のすべての方

▶ ②のサービスが受けられます



①
介護予防・
生活支援
サービス事業

②
一般介護
予防事業

要介護認定で要支援1・2と判定された方

▶ ①②のサービスが受けられます



①
介護予防・
生活支援
サービス事業

②
一般介護
予防事業

基本チェックリストで 介護予防・生活支援サービス 事業の対象者と判定された方

▶ ①②のサービスが受けられます

①
介護予防・
生活支援
サービス事業

②
一般介護
予防事業

1 介護予防・生活支援 サービス事業のサービス

介護予防・生活支援サービス事業では、必要な生活支援に応じて、様々な訪問型サービスと通所型サービスを受けることができます。



訪問型 サービス (ホームヘルプ)

- 総合事業訪問介護
「訪問介護」に相当するサービスです。
- 生活支援型訪問サービス(訪問サービスA)
家事等の生活援助中心のサービスです。
- 集中支援型訪問サービス(訪問サービスC)
短期集中支援型のサービスで3つのサービスがあります。
・元気アップ訪問(運動機能向上)
・元気アップ訪問(栄養改善)
・元気アップ訪問(口腔機能向上)

通所型 サービス (デイサービス)

- 総合事業通所介護
「通所介護」に相当するサービスです。
- 活動支援型通所サービス(通所サービスA)
生活機能向上や閉じこもり予防のためのサービスです。
- 集中支援型通所サービス(通所サービスC)
短期集中支援型のサービスで、元気アップ訪問(運動機能向上)を実施します。

2

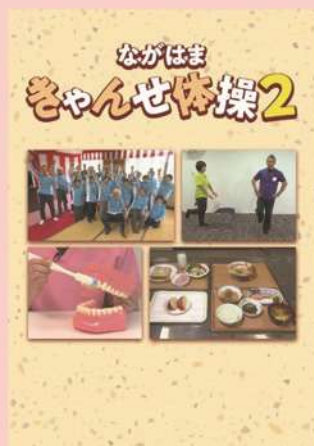
一般介護予防事業 のサービス



- 健康づくりや介護予防のために、地域で開催されている転倒予防教室や地域のサロンに参加できます。
- 高齢期の健康づくりに必要な栄養、運動、社会参加の内容を取り入れた「ながはまきんせ体操2」を作成しています。市ホームページやDVD（長寿推進課窓口にて貸出し、配布をしています。）等をご活用ください。

※詳しくは、地域包括支援センター、
または長寿推進課におたずねく
ださい。

市ホームページ
「はま〜るtb.」で
ご覧いただけます。



今から始める人生会議

「もしものこと」を考えたことがありますか？

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やケガをする可能性があります。

「命の危険が迫った状態」＝「もしものとき」になると約70%の人が、

医療やケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。



もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、
繰り返し話し合い、共有する取り組みを

「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」

と呼びます。

※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。



長浜米原地域医療支援センターでは、「人生会議」についての出前講座を開催しています。

自分の思いを書くことが出来るノートも、ぜひご活用ください。

HPからダウンロードできます ➡

長浜米原地域医療支援センター

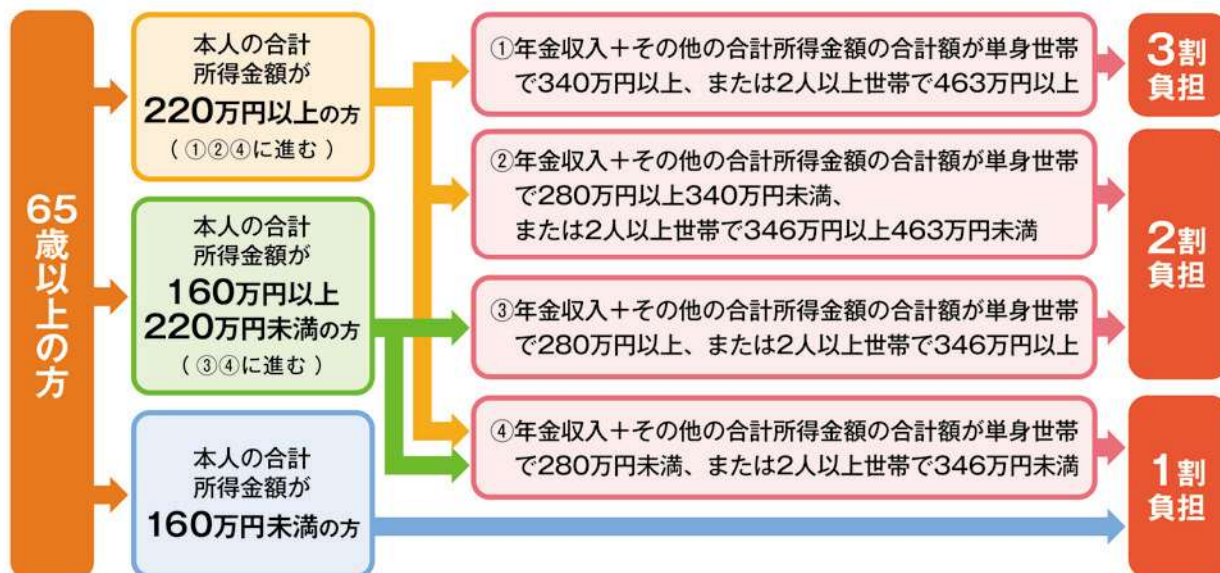
TEL:65-2755



介護サービスを利用した場合には、費用の一定割合を負担することになります。

介護サービスの利用者負担割合

■利用者負担の判定の流れ



ご自身の負担割合は「介護保険負担割合証」で確認できます。

※「介護保険負担割合証」は要介護・要支援認定を受けた方へ毎年7月頃に市から交付されます。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

※単身世帯、2人以上世帯は、65歳以上の方が1人か2人以上かで区別されます。また、収入等の合計も65歳以上の方の収入等のみが合計されます。

介護保険負担割合証					
被保険者 氏名	姓				
	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日				性別
	和暦年表月日				
	割合		適用期間		
期	開始年月日				
	終了年月日				
期	開始年月日				
	終了年月日				
保険者番号 （市町村の名称及び コード）					
		長崎市			

居宅サービスを利用した場合

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量(支給限度額)が要介護度別に定められています。(1か月あたりの限度額: 右記表のとおり)

限度額の範囲内でサービスを利用した場合、自己負担額は1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)です。

■サービスの利用限度額

要介護状態区分	支給限度額(1か月)
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

■上限を超えて利用した場合

限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。



施設サービスを利用した場合

施設サービスを利用した場合は、費用の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)負担のほかに居住費(滞在費)、食費、日常生活費などを別途負担する必要があります。

施設サービス費
(利用者負担額)

+

食費・居住費
(滞在費)

+

日常生活費

■食費や居住費(滞在費)の負担軽減について

施設サービスや短期入所系サービスの利用者で、所得が一定以下の方については、負担の軽減措置として、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます(特定入所者介護サービス費)。なお、居住費と食費の負担軽減を受けるためには、事前に市の窓口へ申請し、負担限度額認定を受ける必要があります。負担限度額認定を受けるには、本人および配偶者の資産額(預貯金等)の要件があります。

■利用者負担段階の設定(令和8年8月から)

設定区分	対象者
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が82万6,500円以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が82万6,500円超120万円以下
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超
第4段階	市民税課税世帯

※第4段階の方や、預貯金等が一定額を超える方は負担軽減の対象外です

■利用者負担段階ごとの費用負担(令和8年8月から)

利用者 負担段階	食費【日額】		居住費(滞在費)【日額】				
	施設	短期入所	多床室	従来型個室		ユニット型 個室の多床室	ユニット型 個室
第1段階	300円	300円	0円	380円	550円	550円	880円
第2段階	390円	600円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階①	680円	1,030円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階②	1,420円	1,360円	530円	980円	1,470円	1,470円	1,470円

■社会福祉法人等利用者負担の軽減制度

対象者	次のいずれにも該当し、市民税非課税世帯かつ介護保険料の滞納のない方。 ①年間収入及び預貯金額が少ない世帯の方 ②日常生活に利用する以外の資産を所有していない方 ③負担能力のある方に扶養されていない方
内容	介護保険サービスを利用した際の利用者負担の一部を補助します。 (対象となる事業所のみ)
利用料	補助額との差額分

高額介護サービス費

介護サービスを利用する際の利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されています。1か月の利用者負担の合計がこの上限を超えた場合、長浜市に申請することで、超過分が払い戻されます（対象の方には申請書が送付されます。）。

対象となる方	利用者負担の上限額(月額)
年収約1,160万円～ 課税所得690万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万円～約1,160万円 課税所得380万円以上	93,000円(世帯)
年収約383万円～約770万円 課税所得145万円以上	44,400円(世帯)
一般(市民税課税～年収約383万円) 課税所得145万円未満	44,400円(世帯)
市民税世帯非課税	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間82万6,500円(令和8年8月より、令和8年7月末までは80万9,000円)以下の方等	24,600円(世帯) ----- 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)

・利用者負担額のうち住宅改修や福祉用具購入の自己負担額及び施設での食費、居住費(滞在費)日用品費、1か月の利用限度額を超えたサービス利用額は対象外となります

・「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します

高額介護合算療養費制度

上記の高額介護サービス費制度や医療保険の高額療養費制度で月単位の負担軽減を受けても、1年間(毎年8月から起算)で介護保険と医療保険の自己負担額が下記の基準額を超えた場合、その超過分が払い戻される仕組みです。これにより、自己負担のさらなる軽減が図られます。払い戻しを受けるには、介護保険者と医療保険者の両方に申請が必要です（対象の方には申請書が送付されます。）。

所得区分	70歳以上	70歳未満の方
年収約1,160万円～ 課税所得690万円以上	212万円	212万円
年収約770万円～1,160万円 課税所得380万円以上	141万円	141万円
年収約383万円～770万円 課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般(市民税課税～年収約383万円) 健保・標報26万円以下 国保・後期／課税所得145万円未満(※1)	56万円	60万円
市民税世帯非課税	31万円	34万円
市民税世帯非課税(所得が一定以下)	19万円(※2)	

・対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額が適用されます

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます

※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円です



aska care

安心してお願いできるトータル介護サービス

Hello New Life

訪問看護ステーションあすか

医療行為だけではなく、身体のケアはもちろん、こころのケアも行います。療養生活の支援をお手伝いするために、すべてのご利用者と家族に寄り添います。またリハビリテーションでは専門職（理学療法士・作業療法士）によるサービスを提供させていただきます。

有料老人ホームalivio

要介護認定を受けておられる方が優先的にご入居いただく「生活支援」「健康管理」「見守り」「食事サービス」などの介護サービスを提供いたします。

■類型：有料老人ホーム（住宅型） ■居住の権利形態：利用権方式 ■利用料の支払い方式：月払い方式 ■入居時の要件：要支援もしくは要介護認定を受けている者 ■介護居室区分：全室個室 ■介護保険の種類：在宅サービス利用可

デイサービスセンター アリビオ

在宅で暮らす要支援～要介護の方を対象に、ゆったりとした入浴、バランスのとれた食事の提供などの日常生活上の支援、レクリエーションや集団体操、理学療法士・作業療法士による機能訓練などを日帰りにて提供する施設です。

ケアプランセンター アリビオ

ケアマネジャーがケアプランを作成し、介護全般に関する相談援助・関係機関との連絡調整・介護保険の給付管理などを行います。

ヘルパーステーションあすか

訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅に訪問し、食事・排泄・入浴・清拭・口腔ケア・体位変換・着替えなどの身体に直接触れる「身体介護サービス」や、掃除・洗濯・買い物・調理・ゴミ出し・薬の受取りなどの「生活援助サービス」を行います。

介護タクシー

買い物・通院・冠婚葬祭・ちょっとした外出にもご利用ください。

訪問看護

〒521-0072 滋賀県米原市顔戸1411-50
☎0749-52-1444 ☎0749-52-0141
営業時間／9:00～18:00（定休日 土曜・日曜）

訪問看護は
24時間
対応

有料老人ホーム 訪問介護・訪問看護サテライト

〒526-0828 滋賀県長浜市加田1402
☎0749-68-3556 ☎0749-68-3558
営業時間／9:00～18:00（定休日 なし）

ケアプランセンター アリビオ

〒526-0828 滋賀県長浜市加田1402
☎0749-50-5530 ☎0749-50-2618
営業時間／9:00～18:00（定休日 土曜・日曜）

デイサービスセンター アリビオ

〒526-0828 滋賀県長浜市加田1402-6
☎0749-51-9096 ☎0749-51-9097
営業時間／8:30～17:30（定休日 日曜）

ホームページから検索

あすかケアサービス 滋賀 🔍

Instagramはこちら



HPはこちら



【事業所番号】 訪問看護ステーションあすか 2562490041（事業開始：平成22年3月～）
ヘルパーステーションあすか 2570301503（事業開始：平成18年2月～）
デイサービスセンターアリビオ 2570301503（事業開始：令和3年4月～）
介護タクシー 近運自二第1272号

運営：有限会社あすかケアサービス

在宅福祉理美容サービス

対象者	次のいずれかに該当し、所得税非課税世帯で申請時に在宅生活で、基準日(3/1と9/1)前6か月のうち3か月以上在宅生活をしており、市税、介護保険料等を完納している人。 ①65歳以上で要介護4・5の認定を受けている人 ②65歳未満で要介護4・5の認定を受けている人、または一定以上の心身のしょうがいのある人で、次のいずれかに該当する世帯の人 ア 同居者がすべて65歳以上の世帯 イ 同居者がすべて一定以上の心身のしょうがいまたは65歳未満で要介護4・5の認定を受けている人の世帯
内容	年2回、理美容店からの訪問により理美容サービスを受けることのできる利用券を支給します。申請は、3月と9月に受け付けます。
利用料	原則1割負担

在宅福祉衛生材料支給事業

対象者	申請時に次のすべてに該当する人。 ○要介護3、4、5の認定を受けている ○在宅生活をしている ○常時おむつが必要で、現在も使用している ○世帯全員が市民税非課税である ○市税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料を完納している
内容	紙おむつ等と引換できる支給券(1月当たり4,500円分)を交付します。
利用料	無料

緊急通報システム事業

対象者	ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯(同居者が寝たきりや認知症等で、緊急時に対応できる人がいない世帯)の人のうち、突発的に生命に危険な症状が発生する疾患等により、日常生活に常時注意を要する状態の人。
内容	緊急通報端末装置を貸与し、受信センターで管理します。また、近隣3人の協力員によるネットワークを組んでいただき緊急時の対処等を行います。
利用料	課税状況に応じ無料または1割負担



見守り配食支援事業

対象者	下記①または②に該当し、見守りが必要と判断される人(家族等や福祉サービスにより週5日以上安否確認ができる人を除く)で、市税・介護保険料等に未納がない人。 ①65歳以上の高齢者 ②一定以上の心身のしょうがいのある人
内容	食事の宅配時に安否確認をします。1日1回上限週5回昼食または夕食を宅配します。
利用料	業者・内容により異なります



中等度難聴高齢者補聴器購入支援事業

対象者	両耳の聴力レベルが各40dB以上かつ身体障害者福祉法別表第二項に該当しない者で、補聴器の使用が有効であると、耳鼻咽喉科医師から診断された、市内在住の市民税非課税世帯の高齢者
内容	聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を助成します。助成金額:補聴器の購入に要する費用の2分の1相当額(限度額4万円)
自己負担	補助額との差額分

生活管理指導等短期宿泊事業(ショートステイ事業)

対象者	おおむね65歳以上で、介護保険の「要介護」の認定を受けていない人などで一時的に在宅生活のできない人。
内容	養護老人ホームに一時的(半年で2週間程度)に宿泊し、生活習慣等の指導及び体調の調整を行い、在宅生活の維持継続を支援したり、高齢者の安全を確保します。
利用料	原則1割負担

雪下ろし費用補助事業

対象者	次のいずれかに該当し、市税・介護保険料等を完納している市民税非課税世帯で、かつ親族の支援による除雪が困難な世帯。 ①おおむね65歳以上の高齢者世帯 ②一定以上の心身のしょうがいのある人のみの世帯 ③②の人と同居する人が65歳以上の世帯
内容	居住する住宅の屋根の雪下ろし作業を委託した時の費用に対して補助をします。 補助額は、作業1回あたり上限1万円(重機使用時は1回あたり上限1万円を加算)とし、同一世帯同一年度中3回まで(地域によっては5回まで)とします。
自己負担	補助額との差額分

※申請には、雪下ろし前後の写真、重機の使用が確認できる写真(重機を使用した場合)、領収書が必要です

権利擁護・成年後見制度に関する相談

対象者	高齢者及びその家族など。
内容	判断能力が十分でない人に対して、財産や金銭の管理、福祉サービスの利用援助などを行って日常生活を支援する「権利擁護事業」「成年後見制度」について、相談・利用支援を行います。
相談料	無料



※成年後見制度の申立費用や後見人等への報酬の支払が困難な経済状況の人に対して、費用を助成する事業も実施しています

※お問い合わせは「長浜市成年後見・権利擁護センター」(長浜市社会福祉協議会内)まで
・長浜センター(TEL:57-6123)・木之本センター(TEL:82-5423)

避難支援・見守り支えあい制度

対象者	ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人など、災害発生時に避難をする際に支援が必要な人。
内容	自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要配慮者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、災害時の支援を希望される人の登録を受付けています。申請後は自治会関係者と協議のうえ個別避難計画を作成いただきます。
利用料	無料



※登録については、自治会、民生委員、市役所、社会福祉協議会などにご相談ください

生活支援情報『ながはま お助け帳』

内容	近くにお店がない、買物に行くのが大変…。電球の交換が身体的に難しくなってきた…。市では、買物や生活上のちょっとした支援にお困りの方に、買物支援などを実施する事業所や団体の情報についてパンフレットを作成しました。 長浜市内で ・配達や出張により買物を支援する事業所や団体 ・外出の支援を行っている事業所や団体 ・生活上のちょっとした困りごとを支援する事業所や団体の情報をまとめたものです。
----	---



田中ビジネスサポート株式会社

毎日の生活が快適・安全でありますように

シニアの皆さまの 自立支援を サポートいたします。



福祉用具のレンタル・販売

介護を必要とする状態になっても自立した生活が送れるよう、利用者さまに適した福祉用具のレンタル・販売や日常生活介護用品を各種ご用意します。利用者さまや介助者さまが安心して従来の生活を続けていただけるように、日々サポートしています。



ベッド



杖



手すり



歩行器



車いす

住宅改修

住宅改修のプロセスは、ニーズの発見・アセスメント・プランニング・実施という流れで、風呂、トイレ、手すり、段差スロープ等を利用者の住宅環境に合ったもので設計・施工を行います。



【介護保険給付対象の住宅改修の範囲】

- ◎手すりの取り付け
- ◎引き戸等への扉の取替え
- ◎段差の解消
- ◎洋式便器等への便器の取替え
- ◎床・通路面の材料変更
- ◎その他、上記改修に付帯する必要な住宅改修

シニアビジネス支援事業部

介護や医療に関する専門的な情報を提供し、営業活動に活用していただいております。施設の入居促進活動や福祉用具の営業、シニア向け広報、地域のネットワーク作り等にお困りの方はぜひご相談ください。



- ◎シニア向け
情報コンテンツの提供
(健康/介護/予防/認知症)



- ◎認知症予防関連商品の販売
 - ・脳活バランス「CogEvo」
 - ・あたまの健康アロマなど

お問い合わせは

田中ビジネスサポート株式会社

福祉事業部

■ 湖北事業所

〒529-0234 滋賀県長浜市高月町柏原418-1

TEL / 0749-85-5248

FAX / 0749-85-5433

■ 湖南事業所

〒520-3046 滋賀県栗東市大橋7丁目7-7

TEL / 077-552-6992

FAX / 077-552-8923

シニアビジネス支援事業部

■ シニアビジネス支援事業部

〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島7-7-2 新大阪ビル西館3F

TEL / 06-4805-8686

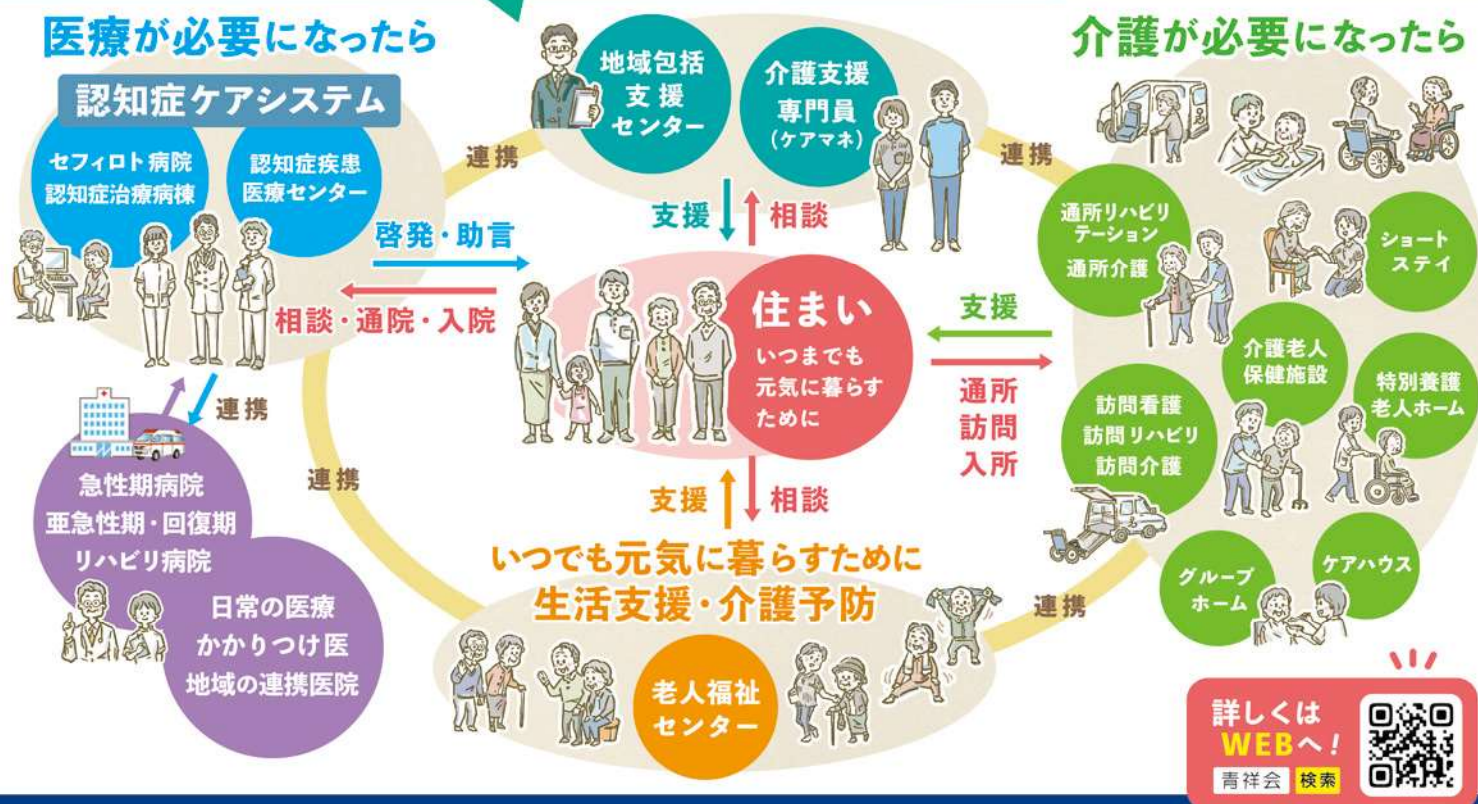
FAX / 06-4805-8687

わげんあいご
**和顔愛語の理念を
もって地域と共に！**

和顔愛語（わげんあいご）とは
にこやかな顔やさしい言葉で人に接すること
に、いただく喜びよりも、与える喜びを知る人ほど、
幸福な人は多いということです。

青祥会はICT、
生成AI、介護ロボット等を
積極的に活用し業務の効率化、
業務負担の軽減を推進しています。

- 拡張性に優れた電子カルテの導入
- パソコンや iPad を活用した業務の効率化
- iPhone による介護記録の自動音声入力
- インカムの活用による職員間の連絡、情報共有の効率化
- 見守りカメラ・センサーによる利用者の状態把握



FAX.0749-68-4116

滋賀県長浜市加田町 3360
URL: <https://www.seishokai.jp>
MAIL: honbu@seishokai.jp

- ・長浜メディケアセンター（長浜市）
- ・坂田メディケアセンター（米原市）

- ・青浄苑(長浜市)
- ・アンタレス(長浜市)
- ・青 芳(長浜市)
- ・坂田青成苑(米原市)
- ・やまびこ(愛荘町)